

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務	
②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園等を利用する教育・保育給付認定者及び施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号利用法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・教育・保育給付認定に必要な情報の確認 ・入所要件の確認 ・保育料算定に必要な各種情報の照会 ・保育料算定・収納・滞納整理業務 ・公金受取口座情報の照会	
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
子ども・子育て支援情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表127の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【提供の根拠】 提供は行わない。	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	
②所属長の役職名	子ども入園課長 情報政策課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	大分市 子どもすこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町3番45号 電話 097-534-6111(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー紐づけの際は、複数人による確認を行った上で登録を行う運用としており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで照会可能な端末は専用端末とし、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。アクセス権限の所有者には、離席時のログアウトを徹底している。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 大分市 福祉保健部 子ども保育課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 子ども保育課長 重石 多鶴子 情報政策課長 佐藤 善信	①部署 大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 保育・幼児教育課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 保育・幼児教育課長 情報政策課長	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	大分市 福祉保健部 子ども保育課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 保育・幼児教育課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	事後	組織機構改革に伴う記載内容の変更
令和1年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 事務の概要	支給認定	教育・保育給付認定	事後	法改正に伴う記載内容の変更
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/8/1時点	2020/12/1時点	事後	集計日の更新に伴う記載内容の変更
令和3年4月1日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 保育・幼児教育課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 保育・幼児教育課長 情報政策課長	①部署 大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 情報政策課 ②所属長 子ども入園課長 情報政策課長	事後	組織機構改革に伴う記載内容の変更
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	大分市 子どもすこやか部 保育・幼児教育課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	事後	組織機構改革に伴う記載内容の変更
令和3年9月1日	I 4. 情報ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	事前通知事項
令和4年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 事務の概要		・公金受取口座情報の照会	事前	法改正に伴う記載内容の追加
令和6年9月30日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園等を利用する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・教育・保育給付認定に必要な情報の確認 ・入所要件の確認 ・保育料算定に必要な各種情報の照会 ・保育料算定・収納・滞納整理業務 ・公金受取口座情報の照会	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園等を利用する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号利用法」という。))に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・教育・保育給付認定に必要な情報の確認 ・入所要件の確認 ・保育料算定に必要な各種情報の照会 ・保育料算定・収納・滞納整理業務 ・公金受取口座情報の照会	事後	法改正に伴う記載内容の変更
令和6年9月30日	I 3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の項番94	番号利用法第9条第1項 別表127の項	事後	法改正に伴う記載内容の変更
令和6年9月30日	I 4. 情報連携ネットワーク による情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :未定 (別表第二における情報照会の根拠) :項番116 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :未定 (別表第二における情報照会の根拠) :未定	【照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【提供の根拠】 提供は行わない。	事後	法改正に伴う記載内容の変更
令和6年9月30日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	大分市 子どもすこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)	大分市 子供すこやか部 子ども入園課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町3番45号 電話 097-534-6111(代表)	事後	執務室移転に伴う住所の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園等を利用する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・教育・保育給付認定に必要な情報の確認 ・入所要件の確認 ・保育料算定に必要な各種情報の照会 ・保育料算定・収納・滞納整理業務 ・公金受取口座情報の照会	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園等を利用する教育・保育給付認定者及び施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・教育・保育給付認定に必要な情報の確認 ・入所要件の確認 ・保育料算定に必要な各種情報の照会 ・保育料算定・収納・滞納整理業務 ・公金受取口座情報の照会	事後	令和6年9月法改正に伴う記載内容の変更分に対する記載内容の追加
令和7年9月2日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 情報政策課	大分市 子どもすこやか部 福祉事務所 子ども入園課 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	
令和7年9月2日	IV 2. 特定個人情報の入手（情報提供NWSの通じた入手を除く）	課題が残されている	十分である	事後	リスク対策の再評価による変更
令和7年9月2日	IV 3. 特定個人情報の使用紐付けに関するリスク対策	課題が残されている	十分である	事後	リスク対策の再評価による変更
令和7年9月2日	IV 6. 情報提供NWSとの接続	課題が残されている	十分である	事後	リスク対策の再評価による変更
令和7年9月2日	IV 9. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	